

# 株 主 各 位

東京都豊島区池袋二丁目43番1号  
株式会社明光ネットワークジャパン  
代表取締役社長 渡 邊 弘 毅

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年11月21日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年11月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 第23期（平成18年9月1日から平成19年8月31日まで）  
報告事項 事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項 取締役6名選任の件  
第1号議案 監査役1名選任の件  
第2号議案 会計監査人選任の件  
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件  
第4号議案

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.meikonet.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成18年9月1日から  
平成19年8月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業収益に伴う設備投資の増加や、雇用環境の改善を背景とした個人消費の持ち直し等、緩やかながら回復基調で推移いたしました。

しかしながら、米国経済の減速懸念や原油価格の高騰、各種家計負担の増加といった不安要因もあり、後半には鈍化傾向が見えはじめ、回復基調は維持したものの低い伸びにとどまりました。

当教育業界におきましては、少子化の進行により市場規模が縮小するなか、大手学習塾等は市場シェアを高めるため、M&Aにより事業拡大を目指す事例等が増えており、当業界は今後において加速的に変化するものと予測されます。

また、公教育につきましても、約六十年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされたとともに、教育委員会の責任体制の明確化、並びに教員資質の改善策等が盛り込まれた教育関連三法の改正についても国会で可決・成立し、教育全般を取り巻く環境は更なる質的向上が求められるように大きく変わろうとしております。

このような環境のもと、当社といたしましては、新規入会生徒の促進、既存生徒の満足度向上による更なる定着化を図るため、生徒・保護者ニーズに対応した付加価値の高いサービスの提供を目的とする人材力の強化を推進するとともに、教室環境を整備するための移転・リニューアルを積極的に行ってまいりました。人材教育面につきましては、主として中長期的な視点により、教室運営に携わる教室長及びスーパーバイザー（フランチヤイズ教室の経営指導員）のマネジメント能力の育成を図る目的で、マネジメント研修、新入社員研修及び分野別研修を強化してまいりました。

また、サービスレベルをより一層高めた「ホスピタリティマインド」あふれた教室づくりの推進や、各種メディアを活用したプロモーション活動を強化してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は10,386百万円（前期比3.4%増）、経常利益は2,743百万円（同7.3%増）及び当期純利益は1,486百万円（同6.6%増）となり、過去最高の経営成績を達成することができました。

事業の種類別の業績は、次のとおりであります。

(学習塾直営事業)

生徒・保護者の多様なニーズに適時・的確に対応できる組織再編(地域特性を的確に把握しエリアを細分化、エリアマネージャーの増員、チームリーダー制の導入による教室運営ノウハウの水平展開及び教室マネジメント力の強化等)を実施いたしました。また、各種研修カリキュラムの充実、全社的なコミュニケーションの積極的な実施によるノウハウの浸透等により、多様化する生徒・保護者の要望や欲求に的確にお応えするサービスレベル向上に努めた結果、1教室当たりの平均在籍生徒数、新規入会生徒数は前事業年度と比して好調に推移いたしました。

教室数につきましては、社員独立制度及びエリア戦略に伴い8教室をフランチャイズ化したこと等により、期末時点で181教室となりました。

これらの結果、売上高は5,334百万円(同2.0%増)、在籍生徒数は13,563名となりました。

(学習塾フランチャイズ事業)

「明光義塾」ブランドのイメージ戦略による全国的な認知度の向上、教室経営に関する指導力の強化、並びにエリア分析により地域特性に適合した教室運営サービスの指導・提供等に努めてまいりました。

教室展開面につきましては、主として地方を中心とした様々な地域への教室展開を図ってまいりました。

なお、今後におきましても、教室クオリティを低下させないための開校基準を厳守するなかで、多面的な開発戦略を推進してまいります。また、フランチャイズ教室は、当事業年度において85教室増加しております。

これらの結果、売上高は4,971百万円(同5.6%増)、期末時点の教室数は1,434教室及び在籍生徒数は95,240名となりました。

(その他の事業)

サッカースクール事業につきましては、既存の3スクール(草加、所沢、越谷)、並びに青梅スクール(平成18年11月開校)及びさいたまスクール(平成19年4月開校)の新規開校により、5スクールで営業活動を展開いたしました。

各スクールとも、プロコーチ(FIFA「国際サッカー連盟」又は日本サッカー協会「JFA」公認ライセンス等を所持)によるハイクオリティな指導方針が認知されはじめ、生徒数は好調に増加(平成19年8月現在で671名、前年同月606名)しております。

これらの結果、売上高は79百万円(同13.7%増)となり、業績は順調に推移しております。

<ご参考> 明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回次	第22期		第23期	
事業年度	自平成17年9月1日 至平成18年8月31日		自平成18年9月1日 至平成19年8月31日	
	経営成績他	前期比較	経営成績他	前期比較
明光義塾期末直営教室数	189	2	181	8
明光義塾期末 フランチャイズ教室数	1,349	+ 89	1,434	+ 85
明光義塾期末教室数合計	1,538	+ 87	1,615	+ 77
明光義塾期末直営教室在籍生徒数(名)	12,997	246	13,563	+ 566
明光義塾期末フランチャイズ 教室在籍生徒数(名)	90,492	+ 6,219	95,240	+ 4,748
明光義塾期末在籍生徒数合計(名)	103,489	+ 5,973	108,803	+ 5,314
学習塾直営事業売上高(百万円)	5,230	64	5,334	+ 104
学習塾フランチャイズ 事業売上高(百万円) 1	4,706	+ 314	4,971	+ 264
その他の事業売上高(百万円)	109	31	79	29
売上高合計(百万円)	10,047	+ 218	10,386	+ 339
明光義塾直営教室売上高(百万円)	5,230	64	5,334	+ 104
明光義塾フランチャイズ 教室末端売上高(百万円)	29,402	+ 2,277	31,890	+ 2,487
明光義塾教室末端売上高合計(百万円) 2	34,633	+ 2,212	37,225	+ 2,591

- 1 学習塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品販売収入等を記載しております。
- 2 明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の入会金、授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の入会金、授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は288,696千円（有形固定資産、無形固定資産及び投資不動産の受入ベース数値）であります。

なお、その主なものは情報システムの開発費（器具備品・ソフトウェア）198,914千円であります。

(3) 資金調達の状況

平成19年3月22日付で、金融機関より総額1,700,000千円の長期の借入れを行い、主として自己株式の取得に備えたものであります。

また、新株予約権の権利行使に伴う新株の発行57,600株を行い、総額14,760千円の資金の払い込みがありました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

現在、当学習塾業界は、少子化の進行と個別指導塾の急速な増加により厳しい環境が続いております。今後においても、このような傾向に加え、生徒・保護者ニーズの多様化、高度化がますます顕著になり、提供サービスのクオリティ向上が強く求められるものと予測されます。

このような環境認識に基づき、当社における永続的なテーマである「人材育成」、「教務力の強化」等を主に、実効性のある具体的な方針を立案・推進してまいります。

なお、以下の項目を当面の経営戦略（最重要課題）として掲げておりません。

## 【経営戦略（最重要課題）の骨子】

### 成長性の確保

「明光義塾」2,000教室の早期実現

1教室当たり平均生徒数の増加

### 収益性の強化

教室経営力の向上

教室システムの稼働開始

「明光式」個別指導の確立

コアコンピタンスを仕組化

授業の質の向上と均質化

### 新システムの本格稼働・本格活用

業務プロセスの合理化

経営意思決定に有用な情報の即時提供

### 人材力・組織力の強化

研修制度の充実

自己成長の促進、支援

教室を強かにサポートする本社組織の確立

### ガバナンス（企業統治）体制の強化

J-SOX法対応

コンプライアンス（法令遵守）経営の徹底

リスク管理体制の強化

### 新規事業開発体制の確立

アライアンス及びM&Aをも視野に入れた新しい事業領域への進出計画の促進

### (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (平成16年8月期)	第 21 期 (平成17年8月期)	第 22 期 (平成18年8月期)	第23期(当期) (平成19年8月期)
売 上 高(千円)	9,305,628	9,828,922	10,047,208	10,386,465
経 常 利 益(千円)	2,391,734	2,271,223	2,558,285	2,743,916
当 期 純 利 益(千円)	1,325,115	1,208,696	1,393,722	1,486,247
1株当たり当期純利益(円)	123.12	36.50	42.10	44.52
総 資 産(千円)	6,769,565	7,892,424	8,982,100	11,267,225
純 資 産(千円)	5,009,744	6,078,713	7,178,759	7,804,183

- (注) 1. 平成17年4月20日付(1株につき3株の割合)で株式の分割を行いました。なお、第21期の「1株当たり当期純利益」の算定につきましては、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第22期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、親会社及び子会社について事業年度を通じて有しておりませんので、該当する事項はありません。

### (11) 主要な事業内容

当社は、全学年・全教科を対象に生徒一人ひとりの学力に応じた「自立学習・個別指導」方式による個別指導塾「明光義塾」のフランチャイズチェーンを全国に展開し、その本部として、教室運営指導及び経営指導を行うとともに、直営教室につきましても、首都圏地区を中心として展開を図っております。

また、その他の事業として、サッカースクール事業を行っております。

(12) 主要な営業所等

本社 東京都豊島区池袋二丁目43番1号  
大阪事務局 大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4号  
名古屋事務局 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目23番13号  
北海道事務局 北海道札幌市中央区北2条東一丁目5番地2  
明光ビル 東京都豊島区西池袋三丁目1番13号  
明光義塾直営教室

首都圏地区	117教室	
その他の地区	64教室	(合計181教室)

明光義塾フランチャイズ教室

北海道・東北地区	133教室	近畿地区	247教室
北関東・甲信越地区	180教室	中・四国地区	81教室
首都圏地区	392教室	九州地区	240教室
中部・東海地区	161教室		(合計1,434教室)

明光サッカースクール

首都圏地区	5教室
-------	-----

(13) 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	233名	9名減	34.3歳	5.8年
女性	109名	16名増	28.8歳	3.5年
合計又は平均	342名	7名増	32.6歳	5.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員(15名)を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,558,400 千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項（平成19年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 72,405,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,117,027株  
 （自己株式1,464,573株を除く。）
- (3) 株 主 数 3,555名（前期末比1,369名減）
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
明 光 株 式 会 社	5,064,000株	15.29%
株式会社東京個別指導学院	4,863,500	14.69
渡 邊 弘 毅	3,894,600	11.76

（注） 出資比率は自己株式（1,464,573株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年8月31日現在）

回 次	第 1 回新株予約権	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権
発行日	平成14年11月25日	平成17年11月25日	平成18年12月28日
新株予約権の数	134個	350個	100個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	80,400株	35,000株	10,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	185円	648円	608円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額（1株当たり）	93円	324円	304円
新株予約権を行使することができる期間	自 平成16年12月1日 至 平成19年11月24日	自 平成19年12月1日 至 平成22年11月24日	自 平成21年1月1日 至 平成23年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行ってできないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行ってできないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>	<p>a. 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間の到来後に、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行ってできないものとする。</p> <p>d. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>
保有者数及び新株予約権の数 取締役 (社外取締役を除く。)	1名 134個	3名 350個	1名 100個

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

回 次	第 5 回新株予約権
発行日	平成18年12月28日
新株予約権の数	170個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	17,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	608円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額（1株当たり）	304円
新株予約権を行使することができる期間	自 平成21年1月1日 至 平成23年12月31日
新株予約権の行使の条件	<p>a . 各新株予約権の一部行使は認められない。</p> <p>b . 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間の到来後に、任期満了による退任又は定年退職により係る地位を喪失した場合には、喪失後2年間に限り権利行使を認める。</p> <p>c . 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。</p> <p>d . その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。</p>
交付者数及び新株予約権の数 当社使用人 (当社の役員を兼ねている者は除く。)	15名 170個

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	渡 邊 弘 毅	
専 務 取 締 役	奥 井 世 志 子	全体統轄兼管理部門管掌 明光株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	山 崎 彰 人	教務部管掌
取 締 役	田 上 節 朗	プロモーション部管掌 兼情報システム部管掌
取 締 役	佐 藤 浩 章	F C 事業部管掌
取 締 役	勝 沼 一 成	総務部長兼リスク管理部長
常 勤 監 査 役	高 畑 正 夫	
監 査 役	小 口 隆 夫	弁護士（新井・小口法律事務所）
監 査 役	きゅうの 弓 野 健 次	

- (注) 1. 監査役高畑正夫氏、小口隆夫氏及び弓野健次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役高畑正夫氏は、金融機関で長年に亘り企業審査に携わった経験及び株式会社三景の管理本部長としての経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度に係る会社役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・監査役弓野健次氏は、精工化学株式会社の社外監査役を兼務しており、また、株式会社リンガーハット（平成19年5月24日付で退任）の社外監査役を兼務しておりました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6 名	159,177千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 ( 3 名)	16,700千円 ( 16,700千円)
合 計	9 名	175,877千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。  
平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額300,000千円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まないものとする。）として決議いただいております。  
平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会において、年額25,000千円以内（役員賞与を含む。）として決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、第23期に係る役員賞与及びストック・オプションによる報酬額、並びに本総会において付議いたします退任予定の役員に対する役員退職慰労金が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況  
該当する事項はありません。

他の会社の社外役員の兼任状況

監査役弓野健次氏は、精工化学株式会社の社外監査役を兼務しており、また、株式会社リンガーハット（平成19年5月24日付で退任）の社外監査役を兼務しておりました。

主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当する事項はありません。

## 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役（常勤）	高 畑 正 夫	平成18年11月22日就任以来開催の取締役会13回の全てに、また、就任以来開催の監査役会9回の全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役（非常勤）	小 口 隆 夫	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、豊富な経験に基づき弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役（非常勤）	弓 野 健 次	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、豊富な監査役経験に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

区 分	名 称	摘 要
一時会計監査人	みすず監査法人	平成18年9月1日就任
会計監査人	みすず監査法人	平成18年11月22日就任 平成19年7月31日退任
一時会計監査人	新日本監査法人	平成19年8月1日就任

- (注) 1. 前事業年度中に中央青山監査法人が業務停止処分を受け退任したことから、平成18年9月1日付で当社の会計業務に精通しているみすず監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。
2. 平成18年11月22日開催の第22回定時株主総会の決議に基づき、会計監査の継続性の確保等を勘案し、改めてみすず監査法人を会計監査人として選任いたしました。
3. 同監査法人は、平成19年7月31日をもって解散、業務を終了いたしました。
4. これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、当社に対する監査業務が中断なく行われることを図るため、監査役会の決議に基づき、平成19年8月1日より新日本監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名 称	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
みすず監査法人	10,500千円	10,500千円
新日本監査法人	7,500千円	7,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、監査業務に係る報酬額については、これらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(6) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者の当該処分に係る事項

該当する事項はありません。

(7) 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

金融庁が平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の概要

処分対象 中央青山監査法人（平成18年9月1日付で、みずほ監査法人に名称変更）

処分内容 業務の一部停止2ヶ月間（平成18年7月1日から平成18年8月31日まで）

処分理由 カネボウ株式会社の平成11年3月期から平成15年3月期までの各有価証券報告書の財務諸表等に関して、それぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽の無いものとして監査証明を行った。



## 6. 会社の体制及び方針

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役及び使用人が当社の社会的責任と公共的使命を認識し、一人一人が高い倫理観を持ち、法令・定款・諸規則に反することなく誠実に業務運営を遂行することを経営上の重要課題と位置付ける。その周知徹底のため、コンプライアンス委員会を置き、別に定める「コンプライアンス規程」を行動憲章として全役職員に配布・啓蒙し、企業統治の基盤強化に努めるものとする。

ロ．企業倫理として「ホスピタリティ」を宣言し、チェーン全体の企業倫理の向上を推進する。

ハ．当社は、経営環境の変化に呼応して生じるリスクに迅速に対応するため、リスク管理委員会を置き、事務局はリスク管理部が担当する。リスク管理委員会は別に定める「リスク管理規程」を基準として、業務執行部門のリスク評価・管理・対策を取りまとめて管理し、リスクへの柔軟な対応とコンプライアンスの遂行を推進する。

ニ．内部統制の整備・運用状況をモニタリングするため「内部監査規程」を定め、内部監査室を置く。内部監査の結果は取締役へ報告され、内部統制システムの継続的な改善を推進する。

ホ．当社は、業務執行の結果である財務情報、並びにコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に集約した重要な企業情報を、適正かつ適時に開示し企業活動の透明性を確保する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行・経営意思決定並びに取締役への報告に関する文書は、法令及び別に定める「文書管理規程」、「稟議決裁規程」等規程に則り、保存及びその他の管理を行う。また、それら文書は、監査役監査及び会計監査人監査の要請による随時の閲覧が可能な状態で保持することとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．事故・災害、与信等、損失のリスクに関する事項は、各業務執行部門において、「リスク管理規程」に則り、リスクを抽出し発生を未然に防止するための様々な施策の検討、施策の運用を行う。

それらのリスクは全社横断的にリスク管理委員会に集約し、潜在的なリスクに対する施策の運用状況の検証、並びに顕在化した場合の事後対応の適正化を図るため、ガイドラインの制定やマニュアルの作成を行うものとする。

ロ．危機管理、個人情報保護など事業所に係る重要なリスクについては、リスク管理委員会が集約したリスクの予防・軽減施策を、経営会議等で協議のうえチェーン全体に提示し、チェーン全体での経営の安定化に努めるものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は年度経営計画及び中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役の管掌を定め業務執行の効率化を推進する。また、経営目標が当初の予定通り進捗しているか定期的な業績報告を通じて検査・評価し、PDCAサイクルの向上を図る。

ロ．取締役会は、会社の重要な意思決定機関としての役割と、各取締役に対する業務遂行状況の定例報告、並びに業務遂行の監督機関としての役割を強化するために、毎月1回以上開催する。また、重要な経営事項については、取締役、常勤監査役及び経営企画室長等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

ハ．取締役は、専任の内部監査部門から業務執行に係る改善点の報告を受け、担当管掌業務の有効性と効率性の適正化を図るものとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ．当社では、監査役監査の事務及び実査補助は、所轄部門又は使用人を固定せず、適宜担当部門が実施する。

ロ．監査役の要請がある場合には、監査役を補助する使用人を置く。当該使用人に期待される業務の範囲及び就任期間により、専任又は兼任を決定するものとする。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置くこととなった場合、当該使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の同意を必要とする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ．監査役は、経営方針決定の経過並びに業務執行の状況を知るために、業務執行に関する重要会議（常勤監査役は取締役会・経営会議・部門長会並びに非常勤監査役は取締役会）に出席する。
- ロ．監査役が会社の実態を正確に把握し、公正妥当な監査意見を形成するために、取締役は営業及び業務の状況を監査役に報告する。また、会社に重大な影響を与える重要事項、並びに公表する企業情報は適時監査役に報告する。
- ハ．監査役は、内部監査室及びリスク管理部との連絡会を適宜開催し、内部統制及びリスク管理に関する報告を受けるものとする。  
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ．監査役は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
- ロ．常勤監査役は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
- ハ．取締役及び使用人は、監査役監査に対する認識を深め、監査役監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、新たな事業投資及び業容の拡大に備えるための内部留保を行うとともに、経営成績の伸長に見合った成果の配分や安定配当を継続的なものとするを基本方針としております。

上記の基本方針のもと、年間配当性向25%～30%を目処として、安定的な成果の配分を実施してまいります。

また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。

配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、自己株式の取得、剰余金のその他の処分については、当社の財政状態等を勘案し、適宜、適切な対応を検討してまいります。

当事業年度における剰余金の配当につきましては、過去最高の経営成績を達成したことや、資金状況等を踏まえ、1株当たり期末配当8円、中間配当6円と合わせまして1株当たり年間配当14円（平成18年8月期より2円増配）とさせていただくことを、当社定款規定に基づき平成19年10月26日開催の取締役会で決議いたしました（期末配当の効力発生日：平成19年11月26日）。

この結果、当事業年度の配当性向は31.4%となりました。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 貸借対照表

(平成19年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,370,761	流動負債	1,989,823
現金及び預金	4,917,735	買掛金	58,301
売掛金	636,151	一年以内返済予定の長期借入金	566,400
有価証券	500,000	未払金	14,518
商品	60,089	未払費用	337,988
貯蔵品	18,316	未払法人税等	594,000
前渡金	14,169	未払消費税等	50,658
前払費用	95,502	前受金	53,311
繰延税金資産	142,184	預り金	101,684
短期貸付金	61	賞与引当金	177,468
その他	18,456	役員賞与引当金	22,900
貸倒引当金	31,905	その他	12,593
固定資産	4,896,463	固定負債	1,473,217
有形固定資産	190,387	長期借入金	992,000
建物	96,516	退職給付引当金	285,532
器具備品	75,384	役員退職慰労金引当金	135,130
土地	18,486	預り保証金	60,555
無形固定資産	284,640	負債合計	3,463,041
ソフトウェア	90,386	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	176,638	株主資本	7,898,217
電話加入権	17,615	資本金	944,003
投資その他の資産	4,421,435	資本剰余金	887,171
投資有価証券	2,464,923	資本準備金	887,171
関係会社株式	43,328	利益剰余金	6,388,643
出資金	20	利益準備金	54,482
長期前払費用	6,952	その他利益剰余金	6,334,161
繰延税金資産	367,638	別途積立金	4,647,000
敷金・保証金	424,995	繰越利益剰余金	1,687,161
投資不動産	773,578	自己株式	321,601
長期性預金	340,000	評価・換算差額等	94,967
資産合計	11,267,225	その他有価証券評価差額金	94,967
		新株予約権	933
		純資産合計	7,804,183
		負債・純資産合計	11,267,225

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成18年9月1日から  
平成19年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,386,465
売 上 原 価		5,742,996
売 上 総 利 益		4,643,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,016,930
営 業 利 益		2,626,539
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,138	
受 取 配 当 金	26,259	
賃 貸 料 収 入	94,843	
違 約 金 収 入	4,227	
そ の 他	27,258	165,726
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,005	
賃 貸 料 原 価	31,556	
そ の 他	4,787	48,348
経 常 利 益		2,743,916
特 別 利 益		
過 年 度 給 与 諸 手 当 戻 入 額	7,883	7,883
特 別 損 失		
有 形 固 定 資 産 除 却 損	6,815	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	117,313	124,128
税 引 前 当 期 純 利 益		2,627,672
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,213,399	
法 人 税 等 調 整 額	71,974	1,141,424
当 期 純 利 益		1,486,247

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成18年9月1日から  
平成19年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益 剰余金		
				別途積立金	剰余金 合計			
平成18年8月31日 残高	936,594	879,820	54,482	3,727,000	1,723,073	5,504,555	82,849	7,238,120
事業年度中の変動額								
新株の発行	7,408	7,351						14,760
別途積立金の積立て				920,000	920,000			
剰余金の配当					602,159	602,159		602,159
当期純利益					1,486,247	1,486,247		1,486,247
自己株式の取得							238,751	238,751
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	7,408	7,351		920,000	35,912	884,087	238,751	660,096
平成19年8月31日 残高	944,003	887,171	54,482	4,647,000	1,687,161	6,388,643	321,601	7,898,217

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年8月31日 残高	59,360		7,178,759
事業年度中の変動額			
新株の発行			14,760
別途積立金の積立て			
剰余金の配当			602,159
当期純利益			1,486,247
自己株式の取得			238,751
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	35,606	933	34,673
事業年度中の変動額合計	35,606	933	625,423
平成19年8月31日 残高	94,967	933	7,804,183

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 ..... 償却原価法（定額法）によっております。

関連会社株式 ..... 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの ..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ..... 移動平均法による原価法によっております。  
なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、投資事業有限責任組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎とし、純資産の持分相当額を取り込む方法によっております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 ..... 総平均法による原価法によっております。

貯 蔵 品 ..... 総平均法による原価法によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産 ... 建物（附属設備を除く）  
平成10年3月31日以前に取得したものについては、法人税法に規定する旧定率法によっております。平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものについては、法人税法に規定する旧定額法によっております。平成19年4月1日以降に取得したものについては、法人税法に規定する定額法によっております。



建物以外

平成19年3月31日以前に取得したものの  
については、法人税法に規定する旧定  
率法によっております。平成19年4月  
1日以降に取得したもののについては、  
法人税法に規定する定率法によってお  
ります。

- 無形固定資産 ..... 自社利用のソフトウェアについては、社内  
における利用可能期間（2年又は5年）に  
基づく定額法によっております。
- 長期前払費用 ..... 定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 ..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一  
般債権については貸倒実績率により、貸倒  
懸念債権等特定の債権については個別に回  
収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上  
しております。
- 賞与引当金 ..... 従業員に対して支給する賞与の支出に充て  
るため、支給見込額のうち当事業年度の負  
担額を計上しております。
- 役員賞与引当金 ..... 役員に対して支給する賞与の支出に充てる  
ため、支給見込額に基づき計上しておりま  
す。
- 退職給付引当金 ..... 従業員の退職給付に充てるため、当事業年  
度末における退職給付債務及び年金資産の  
見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度  
の発生時における従業員の平均残存勤務期  
間以内の一定の年数（5年）による定額法  
により按分した額を、それぞれ発生の翌事  
業年度から費用処理することとしておりま  
す。
- 役員退職慰労金引当金 ..... 役員の退職慰労金の支出に充てるため、役  
員退職慰労金規程に基づく期末要支給額の  
100%を計上しております。
5. リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナン  
ス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理に  
よっております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

## 7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっております。

### (重要な会計方針の変更に関する注記)

#### 1. たな卸資産の評価方法の変更

たな卸資産の評価方法について、従来、商品については先入先出法による原価法を採用し、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当事業年度より、商品及び貯蔵品とも総平均法による原価法を採用しております。この変更は、事務処理の迅速化・効率化の一環として、新会計システムの導入を行ったことを機に、より期間損益計算の適正化を図ることを目的として行ったものであります。

なお、この変更による影響は軽微であります。

#### 2. ストック・オプション等に関する会計基準

当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。

この結果、販売費及び一般管理費の株式報酬費用が933千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

#### 3. 固定資産の減価償却方法の変更

平成19年度の法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、160,105千円であります。
2. 投資不動産の減価償却累計額は、77,749千円であります。

(損益計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普通株式(注)1	34,524,000	57,600		34,581,600
合 計	34,524,000	57,600		34,581,600
自 己 株 式				
普通株式(注)2	1,080,073	384,500		1,464,573
合 計	1,080,073	384,500		1,464,573

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加57,600株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加384,500株は、市場買付けによる増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成18年11月22日 定時株主総会	普通株式	401,327	12	平成18年8月31日	平成18年11月24日
平成19年4月12日 取締役会	普通株式	200,832	6	平成19年2月28日	平成19年5月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	264,936	利益剰余金	8	平成19年8月31日	平成19年11月26日

3. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権 (平成14年11月25日発行)	第2回新株予約権 (平成15年11月26日発行)	第3回新株予約権 (平成16年11月26日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	146,400株	36,000株	597,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金等	80,897千円
未払事業税	44,363千円
未払事業所税	2,442千円
貸倒引当金	10,430千円
有価証券評価損	115,744千円
役員退職慰労金引当金	54,997千円
退職給付引当金	116,211千円
その他有価証券評価差額金	65,179千円
その他	19,555千円
繰延税金資産合計	509,822千円

(リース資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	12,173	12,173	

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	千円
1年超	千円
合計	千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- |          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 1,285千円 |
| 減価償却費相当額 | 1,207千円 |
| 支払利息相当額  | 11千円    |
4. 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 235円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 44円52銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年10月15日

株式会社明光ネットワークジャパン  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 村 和 臣 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 崎 一 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一時会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年10月17日

株式会社明光ネットワークジャパン 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 畑 正 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小 口 隆 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 弓 野 健 次 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式の数
1	渡 邊 弘 毅 (昭和17年9月19日生)	昭和59年9月 当社設立 当社取締役 昭和60年5月 当社代表取締役社長（現任）	3,894,600株
2	奥 井 世 志 子 (昭和29年8月24日生)	昭和59年9月 当社設立 当社常務取締役 平成8年11月 当社専務取締役（現任） 平成16年9月 当社明光義塾本部長 平成18年4月 当社管理本部長兼明光義塾本部総括 平成19年3月 当社全体統轄兼管理部門管掌（現任）  (他の法人等の代表状況) 明光株式会社代表取締役社長	1,831,600株
3	田 上 節 朗 (昭和30年8月6日生)	昭和55年4月 株式会社東京放送入社 平成14年1月 有限会社メディアアンサンプル取締役  平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部プロモーション部長 平成17年11月 当社取締役（現任） 平成18年3月 当社明光義塾本部プロモーション部（現プロモーション部）管掌（現任） 平成19年7月 当社情報システム部管掌（現任）	株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式の数
4	佐藤 浩章 (昭和35年8月31日生)	昭和58年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年3月 カタリナマーケティングジャパン株式会社メーカーセールスグループ部長 平成17年5月 当社入社 平成17年6月 当社明光義塾本部F C営業部長 平成17年11月 当社取締役(現任) 平成18年3月 当社明光義塾本部F C営業部(現F C事業部)管掌(現任)	株
5	勝 沼 一 成 (昭和31年2月8日生)	昭和54年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成14年3月 株式会社ワイシーシー常務取締役 平成17年1月 スリープロ株式会社(現スリープログループ株式会社)執行役員 平成18年2月 当社入社管理本部総務部長(現総務部長)(現任) 平成18年3月 当社管理本部リスク管理部長(現リスク管理部長)(現任) 平成18年11月 当社取締役(現任)	株
6	山 下 一 仁 (昭和34年12月7日生)	昭和59年4月 株式会社ダイエー入社 平成6年11月 同社店長・支配人 平成14年4月 カタリナマーケティングジャパン株式会社リテールグループシニアディレクター 平成19年3月 当社入社直営事業部統轄事業部長(現任)	株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 印は新任候補者であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役弓野健次氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する 当社の株式の数
貴島 透 (昭和17年5月1日生)	昭和41年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成2年5月 同行横浜駅前支店長 平成4年10月 同行東京事務センター所長 平成6年12月 新菱冷熱工業株式会社取締役 平成9年12月 同社常務取締役 平成18年12月 同社顧問（現任）	株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 貴島 透氏は社外監査役候補者であります。  
3. 貴島 透氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関等での豊富な経験と知識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したためであります。  
4. 貴島 透氏が新菱冷熱工業株式会社の常務取締役として就任中、平成18年2月20日に同社の他の役員が競売入札妨害違反で東京簡易裁判所より罰金の略式命令を受けました。これに関連し同社は国土交通省関東地方整備局より同年5月16日から7月13日までの60日間、建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けました。

## 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみずす監査法人は、平成19年7月31日をもって解散、業務を終了し、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これにともない当社は、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、平成19年8月1日開催の監査役会の決議により新日本監査法人を当社の一時会計監査人に選任いたしました。

つきましては、本定時株主総会で改めて新日本監査法人を会計監査人として選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(1) 名称	新日本監査法人						
(2) 事務所	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル 従たる事務所 国内 33ヶ所 連絡事務所 4ヶ所 海外駐在 24ヶ所						
(3) 沿革	昭和42年1月 監査法人太田哲三事務所設立 昭和44年12月 昭和監査法人設立 昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併して太田昭和監査法人となる。 平成12年4月 太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併して監査法人太田昭和センチュリーとなる。 平成13年7月 名称を新日本監査法人とする。						
(4) 概要	構成人員 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>公認会計士</td> <td>2,296名</td> </tr> <tr> <td>その他職員</td> <td>2,600名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,896名</td> </tr> </table> 関与会社数 5,289社	公認会計士	2,296名	その他職員	2,600名	合計	4,896名
公認会計士	2,296名						
その他職員	2,600名						
合計	4,896名						

(平成19年8月1日現在)

#### 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役山崎彰人氏及び監査役弓野健次氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
山崎彰人	平成17年11月 当社常務取締役(現任)
弓野健次	平成15年11月 当社監査役(非常勤)(現任)

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号  
ホテルメトロポリタン 3階 富士の間  
電話 (03) 3980 - 1111



### 交通のご案内

西武池袋線、JR線、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線、東武東上線の池袋駅西口から徒歩3分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。